

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 国民保護担当課体制（注意体制）の立ち上げ

(1) 立ち上げの基準

危機管理監は、次の場合に国民保護担当課体制（注意体制）を立ち上げる。

- ア 事態認定前に、他の市町で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し、危機管理監が設置の必要があると認めた場合
- イ 事態認定後に、市対策本部設置に係る指定の通知はないが、危機管理監が設置の必要があると認めた場合
- ウ 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、危機管理監が設置の必要があると認めた場合

(2) 職員の参集

国民保護担当課体制が立ち上がった場合には、原則として総務部危機管理課職員及び消防局警防課長が指示する警防課職員が参集する。

ただし、危機管理監は、事案の状況や程度によって、他の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。

(3) 情報収集の実施

参集した職員は、県等を通じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を市長等に迅速に報告し、適宜指示を受けるものとする。

(4) 情報の分析、共有化等

危機管理監は、必要に応じ、緊急事態連絡室体制における構成員を招集して会議を開催し、収集した情報の分析を行うとともに、部局間の情報の共有化、連絡調整、上位の体制への移行（動員も含む。）等を行うものとする。

(5) 緊急事態連絡室体制（警戒体制）への移行

緊急事態連絡室体制（警戒体制）へ移行する場合は、国民保護担当課体制（注意体制）は廃止する。

また、市地域防災計画に定める災害対応体制に移行する場合や市危機管理指針に定める事件・事故等の対応体制に移行する場合も同様とする。

2 緊急事態連絡室（警戒体制）の設置

(1) 設置の基準

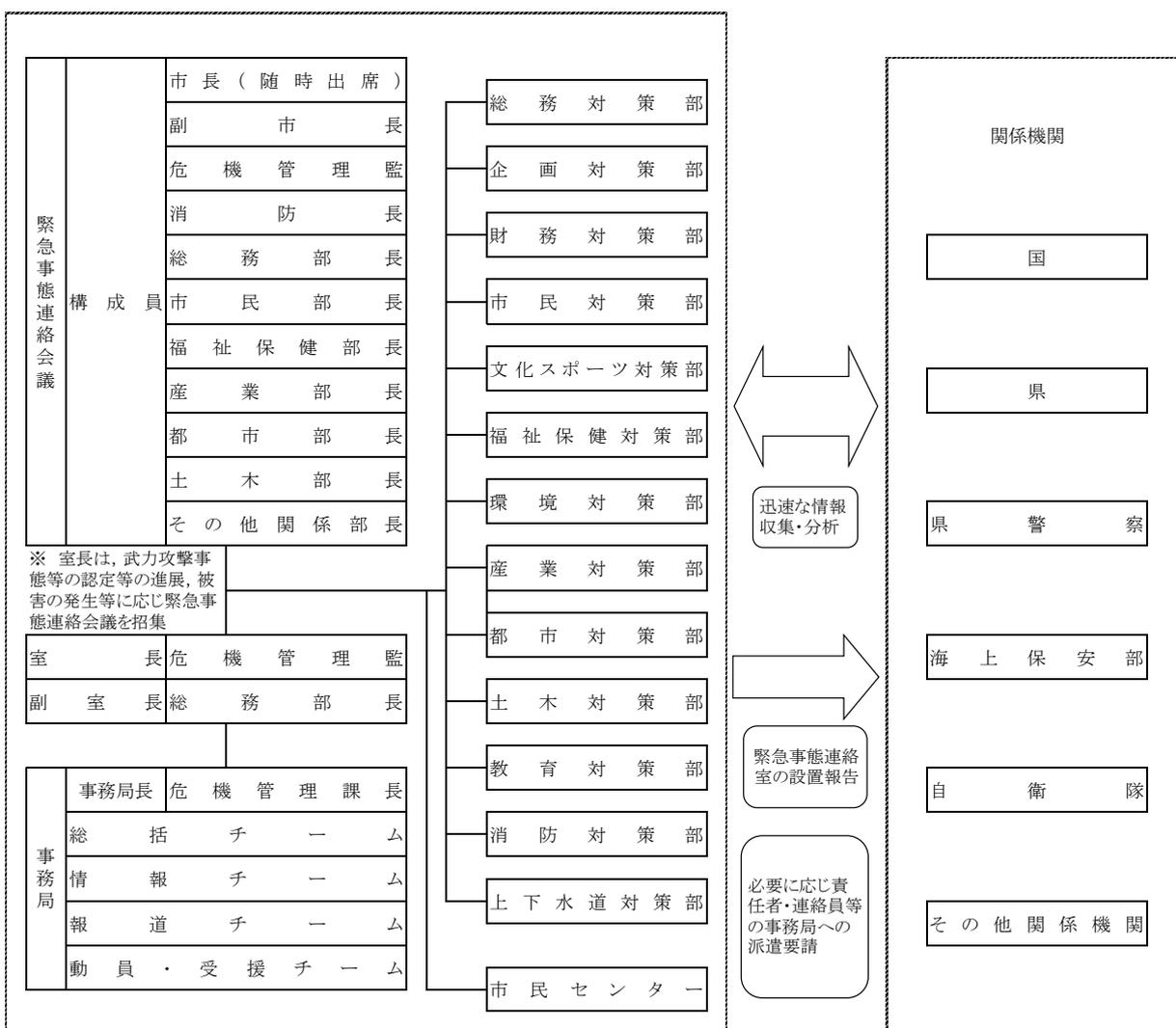
市長は、次の場合に緊急事態連絡室（警戒体制）を設置する。

- ア 事態認定前に、他の市町又は市域内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し、市長が設置の必要があると認めた場合
- イ 事態認定後に、市対策本部設置に係る指定の通知はないが、市長が設置の必要があると認めた場合
- ウ 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、市長が設置の必要があると認めた場合

(2) 組織体制

緊急事態連絡室体制（警戒体制）の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【緊急事態連絡室体制（警戒体制）の構成等】



ア 緊急事態連絡室の設置場所等

緊急事態連絡室は、危機管理課室に設置する。

また、緊急事態連絡室事務局職員（以下「連絡室事務局員」という。）は、緊急事態連絡室に必要な各種情報通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。

特に、電話、ファクシミリ装置、電子メール等を用いることにより、関係機関等との通信手段の状態を確認する。

イ 緊急事態連絡室事務局（以下「連絡室事務局」という。）

(ア) 連絡室事務局は、危機管理課に置く。

(イ) 連絡室事務局の構成員及び組織・分掌事務は、以下のとおりとする。

a 緊急事態連絡室事務局長（以下「連絡室事務局長」という。）は、総務部危機管理課長をもって充てる。

b 連絡室事務局に統括チーム、情報チーム、報道チーム及び動員・受援チームを置き、構成員は総務部各課員及び企画部各課員等からの派遣職員である連絡室事務局員とする。なお、危機管理監が事態等の進捗状況に応じて、市対策本部事務局における上記以外のチームを置くことができる。

(ウ) 連絡室事務局の編成及び分掌事務は、以下のとおりとする。

【連絡室事務局の構成】

チーム名	分掌事務
総括チーム 【総務部危機管理課員・総務課員】	(1) 緊急事態連絡室の設置及び運営に関する事 (2) 国民保護関連情報等の収集、伝達に関する事 (3) 緊急事態連絡室、防災危機管理室の管理・運営に関する事 (4) 事務局内各チームの総括に関する事 (5) 非常配備体制の確立の指示、伝達に関する事 (6) 避難誘導等の指示総括に関する事 (7) 防災行政無線の統制に関する事 (8) 関係機関等との連絡調整の総括に関する事 (9) 県対策本部との連絡調整に関する事 (10) 自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMA T等の応援要請及び活動調整に関する事 (11) 国民保護措置に関する総合調整に関する事 (12) 広域的な避難に関する事 (13) 災害応急・復旧対策活動の総括及び総合調整に関する事 (14) 復旧・復興計画の連絡調整に関する事
情報チーム 【企画部企画課員・資産経営課員・情報統計課員】	(1) 災害情報の総括に関する事 (2) 災害情報及び被害情報の把握・整理並びに各対策部等への伝達に関する事 (3) 通信機器等の保全に関する事 (4) 災害情報の電話問合せに関する事（報道機関からの問合せを除く）。 (5) 災害情報の分析及び資料の作成に関する事 (6) アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達に関する事 (7) 記録の収集に関する事
報道チーム 【総務部秘書広報課員】	(1) プレスルームの開設に関する事 (2) 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関する事 (3) 各種情報の市民への提供に関する事（安否情報は除く）。 (4) 出版、放送、広報車両及びインターネットによる災害情報の配信に関する事
動員・受援チーム 【総務部総務課員・人事課員・東京事務所員】	(1) 職員の動員・配備に関する事（職員の支援調整を含む）。 (2) 事務局内各チーム及び各対策部からの連絡員の動員に関する事 (3) 各対策部及び現地対策本部が行う応援人員等の調整に関する事 (4) 国、県、他市町との応援要請に関する事（自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMA T等に関する事を除く）。 (5) 他の自治体からの応援部隊の受援及び連絡、後方支援に関する事

ウ 緊急事態連絡室の組織構成及び分掌事務

- (ア) 緊急事態連絡室長（以下「室長」という。）は、危機管理監をもって充てる。
 - (イ) 緊急事態連絡室の事務局を除く組織及び分掌事務は、以下のとおりとする。
 - a 各部局の構成は、本章第2項「緊急事態連絡室体制（警戒体制）の構成等」のとおりとする。
 - b 各部局の分掌事務は、第2章の市対策本部の分掌事務を準用する。
- また、担当課長は情報を受けた場合は、その都度連絡室事務局に報告する。

エ 緊急事態連絡会議

- (ア) 室長は、武力攻撃事態等の認定の進展や被害の発生状況等に応じ、緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を招集する。
- (イ) 連絡会議は、市長（随時出席）、副市長、室長、消防長、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、都市部長、土木部長及びその他関係部長で構成される。
- (ウ) 連絡会議において審議する事項は、次のとおり。
 - a 職員の配備（動員を含む。）に関する事。
 - b 武力攻撃事態等の認定につながる事案に対する応急対策に関する事。
 - c 警戒体制の強化等に関する事。
 - d その他国民保護措置に関する事。
 - e その他重要な事項に関する事。

オ 連絡室事務局員及び各部局・課員等の参集

連絡室事務局長は、市長が設置基準に基づき緊急事態連絡室の設置を指示した場合は、次のとおり連絡室事務局員及び各部局・課の職員の参集を行う。

なお、勤務日以外の参集の連絡方法としては、職員防災情報メールを活用する。

- (ア) 連絡室事務局長は、連絡室事務局員（総務部危機管理課員を除く。）に対し、非常登庁職員名簿等を活用して緊急事態連絡室に参集するよう連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図り、市対策本部の分掌事務に準じた対応を行うものとする。
- (イ) 連絡室事務局員は、緊急事態連絡室員に対し、非常登庁職員名簿等を活用して緊急事態連絡室に参集するよう連絡する。
- (ウ) 緊急事態連絡室（警戒体制）における各部局・課の職員の参集については、個々の事態の状況に応じて、連絡会議において、その都度判断する。ただし、このことは各部局の長が自ら判断して、各部局・課の職員の参集を妨げるものではない。

なお、各部局の長は、各部局の職員に対する参集の指示があった場合には、所属職員に対して緊急事態連絡室が設置された旨等を連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図り、市対策本部の分掌事務に準じた対応を行うものとする。

このときの職員の動員体制は、原則として市地域防災計画に定める第2配備体制に準じた体制とし、事態の状況に応じて動員する職員を加減できるものとする。

カ 県等への連絡及び情報収集等

緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに県等に連絡するとともに、発生した事案に係る情報収集に努める。

また、収集した情報を国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等に迅速に提供するものとする。

キ 初動措置の確保

- (ア) 市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救護救助等の応急措置を行う。
- (イ) 連絡室長は、国、県等から入手した情報をもとに関係部局へ必要な指示を行う。
- (ウ) 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (エ) 政府による事態認定がなされたが、市に対して市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

ア 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

緊急事態連絡室を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合においては、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

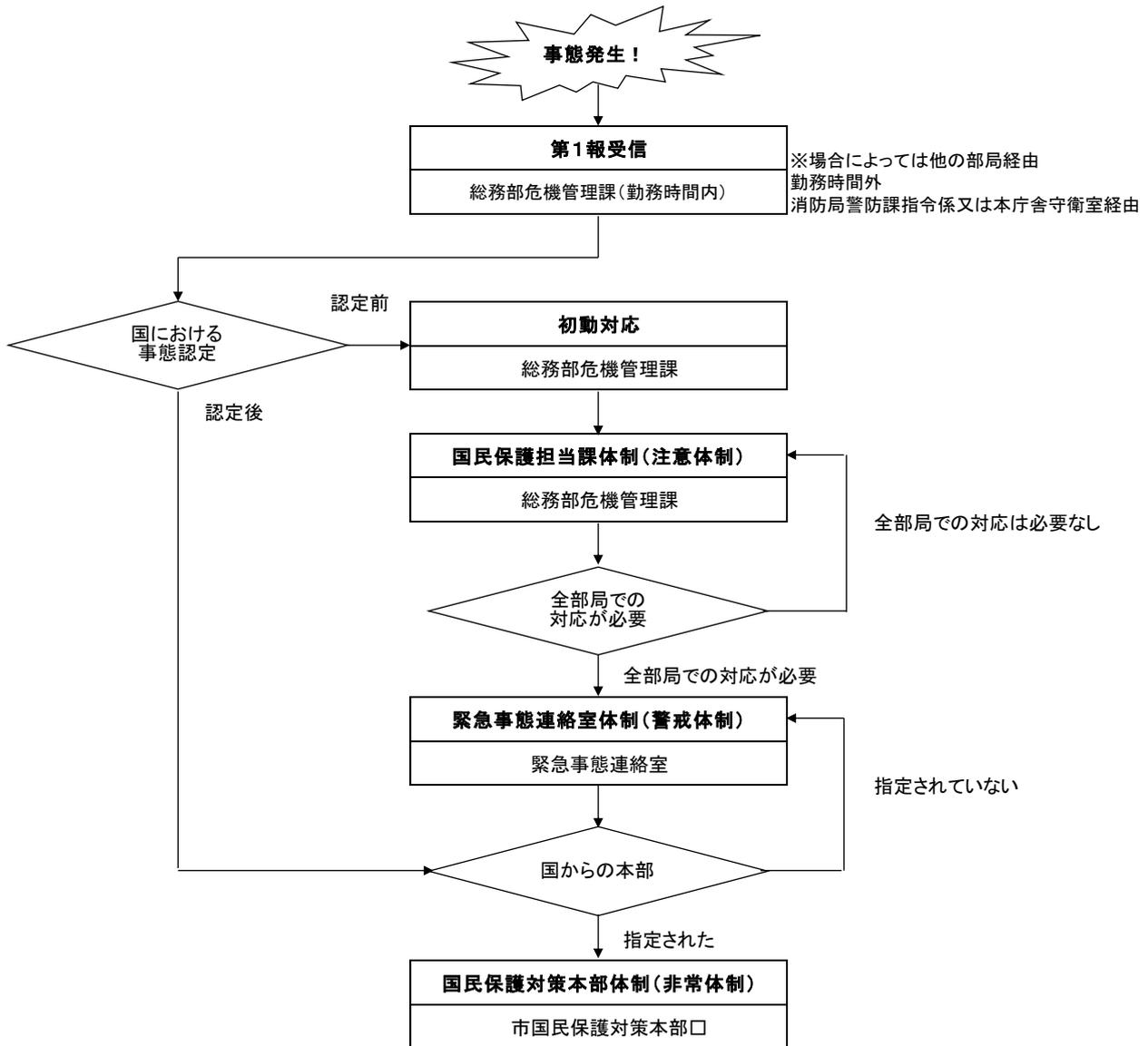
イ 市地域防災計画等による事案への対応を行っていた場合

災害対策基本法は、武力攻撃事態等に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市地域防災計画に基づく災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。

【初動連絡体制のフローチャート】



【消防庁における対応】 (参考)

消防庁は、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。

また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の事態の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態室を設置するとともに、県に連絡することとされている。